

第50号議案

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年9月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

任命権者が任期付職員を採用することができる場合を追加する等所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項及び第2項」の次に「、第4条、第5条、第6条第2項」を、「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第6条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（蒲郡市職員の退職手当に関する条例の適用除外）

第10条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

第5条第1項中「蒲郡市職員の給与に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第10号。以下この条において「給与条例」という。)」を「給与条例」に改め、同条第2項中「第4条第3項」を「第7条第3項」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

3 給与条例第12条、第13条、第14条の2及び第21条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条及び第26条の規定の適用については、給与条例第16条第3項ただし書及び第4項並びに第26条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

第5条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次条第3項及び第4項並びに第10条において「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号。次条において「給与条例」という。）第6条第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条を第7条とする。

第3条に次の1項を加える。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条の規定による場合にあつては、5年。以下こ

の項において同じ。)に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年蒲郡市条例第3号。

以下「勤務時間条例」という。)第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条

第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条及び第4条の規定に基づく職員の任期を定めた採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第29号）第4条」を加える。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

(蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第29号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員